

消食表第 3 1 2 号
平成 2 3 年 7 月 1 5 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長殿

消費者庁食品表示課長

東日本大震災に伴う食品衛生法の運用に係る通知の取扱いについて

このことについて、別紙に掲げる通知を発出し、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）の運用を緩和する措置を講じてきたところであるが、下記のとおり、通知を取り扱うこととしたので、お知らせする。

記

- 1 別紙中 1 及び 2 の通知については、平成 2 3 年 7 月 3 1 日をもって廃止する。ただし、震災地域内で販売される以下に該当する食品であって、同年 1 0 月 3 1 日まで製造又は輸入されるものについては、取締りの対象としない。
例示すべき調味料の名称の違いなど、消費者の誤認を招かず、かつ、公衆衛生の見地から問題が生じない軽微な違いであって、
製品に近接した P O P や掲示により、本来表示すべき内容を消費者が知ることができるようにしているもの
- 2 別紙中 3（なお書きを除く。）の通知及び 4 の通知については、平成 2 3 年 8 月 1 5 日をもって廃止する。ただし、やむを得ず、同年 8 月 1 5 日時点で既に表示がなされた容器包装を用いて、同年 1 0 月 3 1 日までに製造又は輸入されるものについては、この限りではない。
別紙中 3 の通知のなお書きについては、同年 8 月 1 5 日をもって廃止する。ただし、同年 8 月 1 5 日までに届出されたものであって、同年 1 0 月 3 1 日までに製造されるものについては、この限りではない。
- 3 別紙中 5 の通知については、平成 2 3 年 8 月 1 5 日をもって廃止する。ただし、同年 8 月 1 5 日までに届出がされたものであって、同年 1 0 月 3 1 日までに製造されるものについては、この限りではない。

4 別紙中6の通知については、平成23年8月15日をもって廃止する。ただし、

- ・ 輸入品にあつては、同年8月15日時点で既に輸入契約がなされており、かつ、同年10月31日までに輸入されるもの
- ・ 国産品にあつては、同年8月15日までに製造契約がなされた上で、製造所に関する情報を届出があつたものであつて、同年10月31日までに製造されるもの

については、この限りではない。

(別紙)

- 1 平成23年3月16日付け消食表第112号消費者庁食品表示課長通知
「東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の運用について」
- 2 平成23年3月18日付け消食表第120号消費者庁食品表示課長通知
「東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の運用について」
- 3 平成23年3月29日付け消食表第138号消費者庁食品表示課長通知
「東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の運用について」
- 4 平成23年3月24日付け消食表第131号消費者庁食品表示課長通知
「東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の経過措置の運用について」
- 5 平成23年3月24日付け消食表第129号消費者庁食品表示課長通知
「東北地方太平洋沖地震を受けた製造所固有記号の表示の運用について」
- 6 平成23年3月25日付け消食表第136号消費者庁食品表示課長通知
「東北地方太平洋沖地震に伴う容器入り飲料水に係る食品衛生法に基づく表示基準の運用について」